

農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインについて（概要）

平成29年3月 策定
 平成30年3月 一部改正（茶園管理用自走式農業機械追加）
 令和2年3月 一部改正（田植機、自走式草刈機追加）
 令和3年3月 一部改正（自走式小型汎用台車追加）

概要

- ロボット技術を組み込んで自動走行・作業を行う車両系の農業機械（ロボット農機）の安全性確保を目的として、リスクアセスメントの実施など、安全性確保の基本的な考え方や関係者の役割等を定めた指針。
- 農業におけるロボット技術の導入が途上の段階であることから、新たなロボット農機の開発状況等を踏まえて必要に応じて修正する位置付け。

対象ロボット農機

- 使用者がほ場内やほ場周辺から監視しながら無人で自動走行させる方法によって、屋外農作業に用いる以下のロボット農機

- トラクター（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）
- 茶園管理用自走式農業機械
- 田植機（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）
- 自走式草刈機（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）
- 自走式小型汎用台車※（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）

※荷の運搬や、機体に搭載した作業機による作業（例：農薬散布等）を行う、小型の車両

対象ロボット農機



使用上の条件

- 製造者等に定められた目的、場所においてのみロボット農機を自動走行させること
- 自動走行している作業領域内に第三者が侵入しないよう、注意喚起を行うとともに、監視できる環境で使用すること
- 激しい降雨による視界不良時等、監視が難しい環境では自動走行させないこと等※

※ ロボット農機特有の使用上の条件はロボット農機の種類毎に規定

関係者の主な役割・順守すべき事項

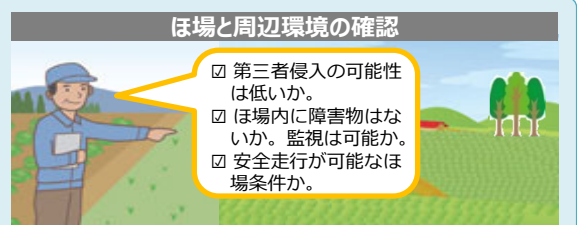
【製造者等（例：メーカー）】

- ✓ リスクアセスメントと保護方策（自動停止装置等）によってロボット農機のリスクを低減すること
- ✓ リスクが低減しない場合には、使用上の条件を見直すか、製品化を取りやめること
- ✓ 販売者等と連携し、導入主体や使用者に対して、ロボット農機の安全使用の訓練を行うこと



【導入主体（例：農業法人）】

- ✓ 使用を想定しているほ場や周辺環境を確認し、危険性を把握して対策を講じること
- ✓ ロボット農機を適切に管理し、安全に使用されていることを随時確認すること



【使用者（例：農業法人の従業員）】

- ✓ ロボット農機の安全使用の訓練を受講し、ロボット農機を適切に使用すること
- ✓ 第三者の接近や、ロボット農機のほ場外への飛び出し等の可能性が生じた場合にはロボット農機を直ちに停止させること

